

研究支援「都市計画研究会」の募集 応募要領（2019年度）

「公益社団法人日本都市計画学会関西支部 都市計画研究会活動支援に関する要綱」に従い、下記により今年度の研究助成を行う研究会を募集します。

1. 支援対象および支援期間

関西支部に所属する本学会会員（支部会員）等によって構成される都市計画に関する研究を行なう研究会を、2年間にわたって支援します。

- 1) 研究会の構成員は複数名以上とし、その1/2以上が支部会員であることとします。
- 2) 非会員である構成員は、支援決定後、本学会に入会することが望まれます。

2. 支援件数、助成額および義務

- 1) 本年度は新たに2件以内の研究会に支援します。若手研究者による研究会の応募がある場合は優先的に割り当てます。
- 2) 1研究会あたり、年10万円までの助成を行ないます。
- 3) 支援を受けた研究会は、各支援年度ごとに、活動状況等を支部総会で報告するとともに、支援の成果は、支援期間終了後、半年以内に支部ホームページ上でその概要を公表することとします。

3. 応募要領および締め切り

支援募集に応募する研究会は、支部会員1名を含む2名以上の研究会構成員の連名で、次の事項を明記した「研究会支援申請書」（様式1、支部ホームページを参照）を支部長あてに提出して下さい。

1) 支援願に明記する事項

- ・研究会の名称
- ・研究会代表者の氏名、連絡先
- ・研究の課題および目的
- ・研究会構成員の名簿（所属、身分、専門分野、年齢、会員種別）
- ・研究計画の概要（2年間分）
- ・予算計画

2) 応募締め切り

- ・2019年9月24日

4. 選考方針

支部幹事会において以下の方針で選考を行ないます。なお、現在支援を受けている研究会や、それらと代表者が同一の研究会は支援対象になることはできません。

1) 選考方針

- ・研究会構成員の所属、分野の多様性
- ・研究課題の重要性、斬新性
- ・研究課題および対象の地域性（関西地域への関わりの深さ）
- ・研究代表者、構成員の過去の支援実績（支援対象の偏在の防止）

2) 若手研究者による研究会の定義

- ・研究会構成員の過半が30歳代で、かつ、構成員に20歳代の者が含まれている研究会

5. 選考結果の通知および公表

選考は、応募締め切り後の直近の幹事会において行い、結果を直ちに研究代表者あてに連絡するほか、選考結果の概要を支部ホームページに掲載します。

6. 送付先

「研究会支援願」は、メールにて下記にお送り下さい。

公益社団法人日本都市計画学会関西支部事務局

〒600-8007 京都市下京区立売西町82 京都恒和ビル

(株)地域計画建築研究所内 Tel 075-708-6191 Fax 075-256-1764

E-mail: cmt_general@cpij-kansai.jp

公益社団法人 日本都市計画学会 関西支部長 殿

日本都市計画学会関西支部 研究支援「都市計画研究会」20●●年度申請書
(新規・変更)

研究会の名称:
代表者の氏名:
連絡先:〒 Tel. Fax. E-mail
研究の課題および目的:
研究会構成員の名簿:(所属, 身分, 専門分野, 年齢, 会員種別)
研究計画の概要(2年間分の計画をお書き下さい):
予算計画(2年間分の計画をお書き下さい): <支援年度ごとに、活動内容と必要となる経費を要綱5(2)に示す費目に従って、 列挙してください>

用紙が不足する場合は追加してください。

公益社団法人日本都市計画学会関西支部 都市計画研究会活動支援に関する要綱(抜粋)

5 助成金

- (1) 助成金の額は、支部予算の範囲内で募集件数と助成限度額を定める。
- (2) 助成対象の経費は、賃貸料（会場費、機材借上費等）、旅費交通費（旅費、宿泊代等）、謝金、消耗品費（事務用品等）、印刷製本費、通信費、その他支部長の認めた経費とする。
- (3) (2)の経費のうち、講師謝金は支部謝金に関する規程に定める額を上限とし、旅費交通費は支部旅費に関する規程に定める額を上限とする。